

## 参考1 保険の原理及び財政方式

### 1 保険の原理・原則<sup>9</sup>

保険は、社会生活における様々な危険（災害・病気・事故）によって生じた損害等に対して経済的な保障を行うもので、多数の人々が保険料の形で拠出して基金を作り、これらの人々の中で実際に危険に遭遇して損害等を被った人に対して必要な保険給付を行うものであり、一種の相互扶助的な制度である。

保険の技術的な面における基本的な原理は、数理統計学における「大数の法則」である。これは、端的に言うと、偶然に起こるような出来事（交通事故に遭う・宝くじに当たる、等々）は個人で見るとなかなか起きるものではないが、数多くの人について観察していくと、その起こる頻度は一定の割合に近づくというものである。

これは確率論が定式化される前から、生活の知恵として知られていた経験的な法則であり、ここから確率という概念が出てきたものと思われる。

この大数の法則により、偶然に起こる不確実な危険の発生状況を大量観察することで危険の発生率を確定する保証を与えることができ、そのことにより保険料率が適正な水準で算定される根拠を与えているのである。

次に、保険の個人契約面での中心的な原則とされるものは、「給付・反対給付均等の原則」である。これは、保険の契約者が支払う保険料は受け取る可能性のある保険金と同等であるという原則である。ここで、「受け取る可能性のある保険金」とは、ある一定の割合で起こる可能性のある保険事故による損害額にその一定の割合を乗じた額のことであり、事前に払われる可能性はあるものの、事後的には実際に支払われないこともある。

さらに、個人での保険契約において「給付・反対給付均等の原則」が達成されると、保険制度全体では、全ての収入と支出とが相等しいという「収支相等の原則」が成立することになる。これは、同種・同質の危険で形成される保険について、保険事故によって支払われる保険金総額と個々の保険料の総額とが同等である必要があるというものであり、保険制度を破綻させないための経済的健全性を守る根拠とされている。

ところで、公的な社会保険においては、扶養原理・扶助原理に基づき所得の再分配機能を果たす必要があることから、私保険のような「給付・反対給付均等の原則」は厳密に適用する必要はないが、社会保険も保険制度として運営されるためには「収支相等の原則」が成り立つ必要があり、そうでないと保険としての制度が破綻することになる。

---

<sup>9</sup> 1については、庭田範秋編(1989)『保険学』、P19～P23を参考とし、筆者が要約した。

## 2 財政方式の種類<sup>10</sup>

### (1) 純賦課方式

純賦課方式とは、1年間又はある一定期間における収入と支出の均衡を図る方式であり、危険準備金的なものを除けば、過去からの蓄積もなく、将来における給付のための原資を積み立てるといった仕組みを持たない方式である。このため、その一定期間において給付が終了するか又は給付が一時金で支払われる保険制度に適している。例えば、疾病保険・自動車保険のような損害保険のように短期間に給付が終了する保険制度に適した財政方式である。労災保険においては、短期給付の財政方式として収支均衡期間を3年とする純賦課方式が採用されている。

ところで、年金給付などの長期給付のある保険制度であっても、制度が成熟し受給者が定常状態に達している場合は純賦課方式が採用できる。それは、受給者の累増がないことから、後代への負担を給付時点での負担で肩代わりしている状態になっているため、世代間の負担の公平さを損なわずに財政運営できるからである。

ここで重要なことは次の点である。すなわち、年金制度においては、制度が未成熟の段階から純賦課方式を採用することは、受給者が累増していくことから後代に負担を先送りすることとなり、世代間の著しい負担の不公平を生ずることになる。したがって、もし純賦課方式で保険制度を発足させるのであれば、保険給付を一時金のみの制度とするか、適用要件等においてその当初から成熟状態を作り出すか、のいずれかの方法をとるべきである。

純賦課方式は、給付に必要な財源をその時々調達する考え方であるため、長期給付を含む保険であっても、制度発足当初において負担は軽いため、比較的安易にこの方式が指向されがちである。しかし、長期給付を含む保険では受給者が年々累増するため、保険料も年々引き上げていかざるを得ない状況になる。しかも、その受給者の増加が緩和されて年々ほぼ同数の受給者となる状態（定常状態）に達するまで、このような状態が続くことになる。すなわち、純賦課方式では、発足時には他のいかなる方式よりも保険料は低くなるが、定常時には他のいかなる方式よりも高くなるわけである。その結果、保険料の負担について世代間に著しい不公平をきたすことになるだけでなく、保険制度の維持自体が困難となる。

また、収支を均衡させる期間の取り方について、期間を極端に短く（例えば1年）とると、各期間（年ごと）の保険料率なり拠出額が大きく変動することにより財政が不安定となることが考えられる。そのため、実際には、保険財政の収支均衡させる期間を数年間（3年間とか5年間）に設定することが望ましい。そして、予期し得ない変動に対応するための若干の準備金を保有することで、保険財政の安定性を維持する

<sup>10</sup> 2については、岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P23～P30を参考とし、筆者が加筆修正した。

ことができる。

## (2) 充足賦課方式

充足賦課方式（年金原価充足方式）とは、1年間又は一定期間の保険料収入とその1年間又は一定期間に新たに裁定された保険受給者に対する将来にわたるすべての支出費用とを均衡させる方式である。すなわち、保険事故の給付期間が長期にわたる年金制度を包含する保険制度に適した方式であり、労災保険において長期給付の財政方式としてこの方式が採用されている。

この方式は、一定期間に発生した保険事故に対する給付に要するすべての費用を、将来の利子収入を考慮した原価で算出した保険料を当該期間中に賦課しようとするものである。この方法は、給付の支給要件が加入期間や年齢に関係なく、一定のグループ集団で見た場合に保険事故の発生率がほぼ安定している保険制度に適したものである。すなわち、①負担の公平性が維持でき、②保険料をほぼ平準化し得るとともに、③財政の健全性を期することができるからである。また、負担を後代に先送りしない方式であるため、特に産業別等の保険集団ごとに保険料率が設定されている場合のように、エネルギー革命・技術革新による産業構造の変化や就業構造の変化に伴う労働移動など保険集団の拠出能力の変動に対応し得る方式である。

この方式の場合、将来にわたる年金給付のための原資を積立金として保有することになるので、前世代の保険事故による負担を後代に求めることはない。この結果として、世代間の連帯意識と制度維持への熱意の素地が生まれることになる。

## (3) 積立方式

積立方式とは、将来の保険事故に備えて一定の方式で保険料を積み立てる制度をいう。広義には、前述の充足賦課方式もしくはこれに準ずる方式も含めることがある。ここでは狭義の意味のものとして説明する。積立方式をさらに保険の重要な原則によって分けると次の二つに大別される。

### ① 個人積立方式

これは、民間生命保険の保険加入者個人の場合のように、支払った保険料と受け取る保険給付との間に確率的な相当関係が成り立つ方式、すなわち「給付反対給付均等の原則」を前提として保険料を積み立てるものをいい、もっとも狭義な意味での積立方式である。

### ② 集団積立方式

これは、平準保険料主義を基本とし、集団全体として拠出する保険料と受け取る保険金との間に相当関係が成り立つが、個人別には必ずしも成立しない方式である。所得の再配分、社会連帯の要請が個々人別の収支均衡よりも優先されているもので、社

会保険では一般にこの原則を前提としている。

この集団積立方式の典型的なものとして「完全積立方式」がある。これは、個々人の社会生活の過程でいずれは必然的に訪れる老齢又は死亡等に備えて、若くて生産に従事し得る期間に一定の積立を続け、ある年齢に達した時又は死亡時に老齢年金又は遺族年金を支給する制度に適した方式である。被保険者は拠出の全期間を通じて平準化された保険料を負担し、一定の条件を満たしたときに所定の保険給付を受けることになる。したがって、積立の過程を通じて多額の保有積立金が形成され、その利子収入が重要な役割を果たすわけである。先に説明した充足賦課方式は、事故発生時点でその所要原資を準備しておくもので、両者の違いは、積立過程の有無と各時点における積立金の大きさ（完全積立方式の方が大きい）の違いにある。すなわち、充足賦課方式は事故発生によって裁定された年金受給者についての給付原資のみを用意するのに対して、完全積立方式では、これに加えて現に拠出中の被保険者についての加入期間中の拠出金も積み立てられている。しかし、両者は極めて類似の性格を持っており、その特質についてはほぼ同様に検討することができる。

完全積立方式においては、所要の給付原資はすべて準備されているので、集団全体の積立金は相当巨額に達するのが普通である。そこで、重要な役割を果たすのが利子収入である。すなわち、積立金は投資され、その利子収入が給付の財源に充てられるため、全体として拠出される保険料は利子分だけ割り引かれることとなる。したがって、このような多額の資金運用と価値の維持がこの財政方式での最も重要な課題といえる。

この多額の積立金については、次のような問題がある。まず、積立金の価値の維持が困難なことである。インフレーションによる貨幣価値の下落は積立金の実質的価値を低下させ、当初の年金計画に支障をきたすこととなる。これは特に第二次世界大戦後の多くの国で経験したところである。また、貨幣価値の下落がなかったとしても、長期の給付の途上で計画当初よりも実質賃金が上昇し、これと相まって生活の構造が変化した場合、年金給付額が裁定時のままであれば、その実質価値は相対的に低下をきたすこととなる。これらの場合には、いずれにしても給付額の改定が必要となる。年金の給付額を増加させる場合は、積立金の額に応じて一時的に多額の追加費用が必要となる。これは充足賦課方式においても同様である。

そのほか、完全積立方式は制度設定後の前提条件の変化等に対して弾力性を欠くところがあるので、完全積立方式と純賦課方式との中間的な方式として、定期的に財政状況のチェックを行いながら保険料を段階的に引き上げる修正積立方式等が実際には多く採用されている。

#### (4) 修正積立方式

修正積立方式とは、完全積立方式が制度設定後における様々な条件変化・情勢変化に十分に対応しきれない点について修正を加える方式である。

すなわち、完全積立方式は、貨幣価値の下落による積立金の価値の下落、利子率の低下、その他制度発足時になかった条件変化等に対して弾力性を欠いている。そこで、これを変形したものが「修正積立方式」である。これは、一定期間ごとの収支均衡を図るか、あるいは一応平準保険料を予定するも、当初はこれよりも低い保険料水準から出発し、各時期における国の経済力、被保険者の負担能力に応じて段階的かつ定期的にその水準を引き上げ、最終的には完全積立方式の平準保険料を上回る一定の保険料水準で平準化させようとする財政方式である。我が国の厚生年金保険等ではこの方式を採用している。充足賦課方式についても同様の修正を施すことが考えられ、これも修正積立方式と同様に考えることができよう。

#### (5) 修正賦課方式

修正賦課方式とは、純賦課方式における収支均衡期間をやや長めに設定する方式である。すなわち、集団が比較的小さなものや、あるいは事故発生率が不安定な集団を対象とする場合に、純賦課方式で拠出額を算定すると毎年の拠出額の変動が大きくなり財政が不安定なものとなる。

こうした事態に対応し、「大数の法則」が機能するようにするため、収支均衡期間を数年間、例えば5～10年間に設定するものである。当然のことながら、収支均衡期間における予期し得ない支出増や収入減に対応するための若干の準備金を保有するように拠出水準を定めるなどの方式も併せて採用される。

#### (6) 段階的保険料調達方式

この方式は、積立金創出機能付き「修正賦課方式」ともいえる財政方式で、その運用方式にユニークな構成を持った実用的方式である。

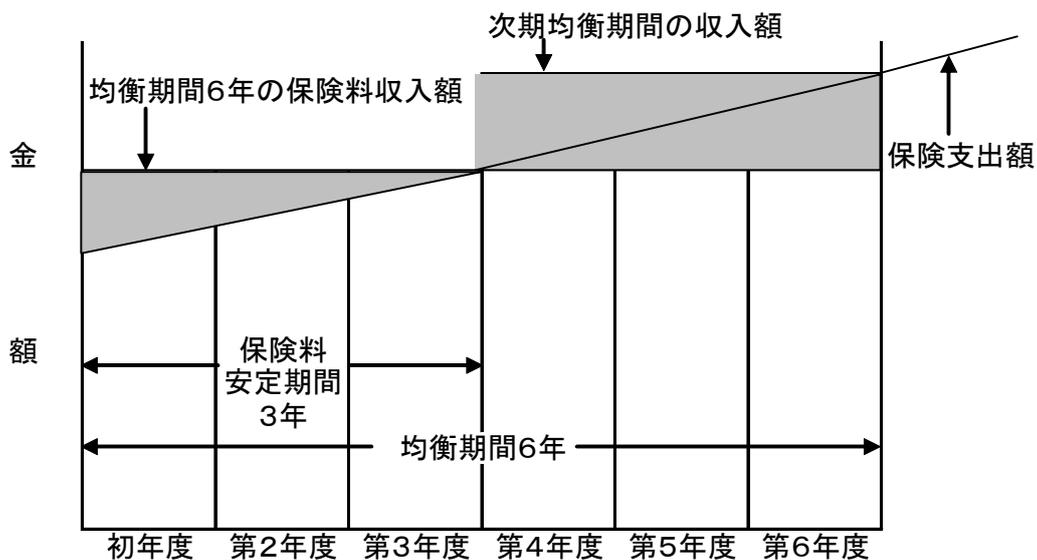
労災保険の長期給付の財政方式は、1970～1988年度の間、この方式によって運営されていた。この方式は、ILOの専門委員会が、新たに年金制度を導入する際の財政方式として推奨したもので、これについて同委員会では次のように述べている。

たとえ、経過的な給付規定が制度導入時に採用されたとしても、給付費用は、必ずかなり長期の当初期間において急速に増加するものであるという事実を考慮しなければならない。純賦課方式は、非常にしばしば、しかも好ましからざる高さで保険料率の増加を伴うものである。一方、巨額な積立基金の不効用は完全積立方式ないし平準料率が適用された場合に必然的に起こってくることに鑑み、当委員会は、いわゆる段階的保険料調達方式 (Scaled premium financial system)こそ長期にわたり保険料率の安定を保障する一方、あまりに大きな積立金の保有を避けるための解決方法となるという結論に達した。

- イ 段階的保険料調達方式による保険料率は、いわゆる「均衡期間」について、保険期間の予想収入の総額と予想支出が等しくなるような方法で決められる。
- ロ しかし、前項によって決定した保険料率は、保険料収入に投資からの利子収入を加えたものが保険給付費と事務費を賄うに足りる間だけ適用され、それ以後、保険料率は次期「均衡期間」に応じた水準にまで引き上げられる。
- ハ この「均衡期間」は、限度があるが十分長い（例えば、10年、15年、20年）ものである。
- ニ この方式は、積立基金の元本の使用を許さないから、特に有効な長期投資を可能なものとして現在の出費には当該基金の利子収入のみが用いられる。
- ホ 積立基金は相対的に小さなものとなるが、その大きさは前もって選ぶ「均衡期間」の長短によって規制されうるものである。

我が国の労災保険制度では、1970年度に長期給付についての財政方式としてこの方式が採用された。料率を決定するための収支均衡期間を6年とし、また、その料率の安定期間を3年とするいわゆる「6年均衡3年安定方式」の段階的保険料調達方式で料率設定が行われ、1989年度に充足賦課方式に移行されるまで運用されていた。

図表 段階的保険料調達方式説明図



資料出所：岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P35

## 参考2 「労災保険料率の設定に関する検討会」について

### 1 検討会の開催経緯

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び関係政省令により、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように過去3年間の災害率等を考慮して、業種別に設定することとされ、近年は新たな災害率等が把握される概ね3年ごとに、公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定が行われている。

2003年12月、総合規制改革会議（2004年3月31日、総合規制改革会議廃止。同年4月1日、総合規制改革会議の後継組織として規制改革・民間開放推進会議設置。）の第三次答申（2003年12月22日）において、業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定について、より専門的な見地から検討を行い、2004年度中に結論を得ることとされた。

これを受けて、厚生労働省では、2004年度に社会保障・保険（保険数理を含む）・経済等を専門分野とする学識経験者で構成された「労災保険料率の設定に関する検討会」が開催され、近年の産業構造や就業実態の変化等を踏まえた労災保険率の設定の具体的な方法等について検討が行われた。

### 2 検討会の開催概要

検討会の第1回では、検討会の趣旨説明が行われた後、労災保険制度の概要説明が行われ、具体的な項目として、労災保険の給付の種類、労働基準法上の災害補償との差異、労災保険の収支状況、労災保険率設定の基本的考え方、業種別の適用状況、労災保険のメリット制等について、行政側から説明が行われた。

第2回から第4回にかけては、検討会での主要な検討項目として掲げられていた「労災保険率の設定」、「メリット制」、「業種区分」のそれぞれについて、現状説明と現行の考え方並びに論点について、行政側から説明が行われた後、質疑・意見交換が行われた。

第5回においては、第4回までの現状説明を踏まえて、主要な検討項目についての意見交換が行われ、第6回、第7回において、各検討項目についての論点の整理及び中間とりまとめが行われた。

第8回から第10回にかけては、中間とりまとめで指摘された論点を中心とした検討が行われ、第11回、第12回において報告書案についての検討が行われた後、2005年1月14日に報告書が発表された。

なお、本検討会の提出資料及び議事録は、厚生労働省ホームページの厚生労働省関係審議会議事録等において（下記のURL）公表されている。

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou>)

### 3 報告書

#### 「労災保険料率の設定に関する検討会」 報告書

##### －労災保険率、業種区分、メリット制－

(2005年1月)

#### I はじめに

##### 1. 「労災保険料率の設定に関する検討会」について

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び関係政省令（以下「徴収法令」という。）の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように過去3年間の災害率等を考慮して、業種別に設定することとされ、近年は新たな災害率等が把握される3年ごとに、公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成15年12月、総合規制改革会議（平成16年3月31日、総合規制改革会議廃止。同年4月1日、総合規制改革会議の後継組織として規制改革・民間開放推進会議設置。）の第三次答申（平成15年12月22日）においては、業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定について、より専門的な見地から検討を行い、平成16年度中に結論を得べきこととされたところである。

これを受けて、社会保障、保険（保険数理を含む。）、経済等を専門分野とする学識経験者を参集して、「労災保険料率の設定に関する検討会（以下「検討会」という。）」を平成16年5月12日の第1回以降12回にわたり開催し、近年の産業構造や就業実態の変化等を踏まえ、労災保険率の設定の具体的な方法等について検討を行った。

##### 2. 労災保険制度について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

労働基準法において、事業主の無過失賠償責任の理念が確立し、災害補償を受けることは労働者の権利であることが明確にされるのと、時を同じくして創設された労災保険は、業務上の災害に際し、事業主の一時的補償負担の緩和を図り、被災労働者等に対する迅速かつ公正な保護を確保するため、事業主の補償責任を担保する制度としての役割を果たすと共に、給付内容については充実が図られてきている。

労災保険は、一部の事業を除き、労働者を使用する全ての事業に適用される強制保険であり、労災保険事業に要する費用は、事業主が負担する保険料及び若干の国庫補助金

等によって賄われている。また、労災保険により被災労働者等に対する給付がなされた場合には、その範囲で事業主は労働基準法の補償責任は免れることとなる。

保険料は、労働者に支給された賃金総額に労災保険率を乗じて得た額であり、労災保険率は、徴収法令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、事業の種類ごとに、過去3年間に発生した保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容、事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定められている。

また、労災保険は、保険料負担を調整することによって事業主の労働災害防止の自主的努力を促進する機能を有している。これは、業種区分ごとの災害率に応じて保険料率が上下する「業種別労災保険率の設定」と個別事業の災害率に応じて上下する「メリット制」により機能している。

このように、労災保険は上述の被災労働者等に対する迅速かつ公正な保護を行うのみならず、労働災害防止のインセンティブをも併せ持つ制度である。

### 3. 検討の視点

労災保険率は、業種ごとに作業態様等の差異により、災害率が異なるという実態を前提として、事業主の労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種ごとに設定されている。しかし、社会保険である労災保険制度においては、必ずしも厳密に業種別に収支均衡させる必要があるという考え方はとっておらず、労災保険率の算定の際には、給付の一部に相当する費用については、全業種一律の賦課によることとしている。このような中、労災保険率改定に関する基礎資料の公開、決定手順のより一層の透明化等が求められると共に、業種別のリスクを正確に反映した労災保険率の設定とはなっていないという問題提起がなされている。

また、労災保険の業種区分については、現在 51 業種に区分されているが、長年にわたる産業構造の大幅な変動等によって、約 1,000 人規模の業種から、適用労働者数では全業種の 6 割（約 2,858 万人）を占める業種も現れるようになっており、このような現状を見直す必要があるのではないかと考えられる。

さらに、近年、事業主団体の一部から労働災害防止努力をより一層保険料に反映させるため、メリット増減幅を拡大すべきとの要望がなされている。

以上の問題意識等を踏まえて、労災保険料率の設定に関する主な論点（労災保険率、業種区分、メリット制）に関し、総合的に検討を行った。

## II 現状と検討課題

### 1. 労災保険率

#### (1) 現状

労災保険率は、51 の業種区分ごとに過去 3 年間の労災保険の給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに、二次健康診断等給付に要する費用、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用等の予想額その他の事情を考慮して定めることとされている。

業務災害分にかかる料率の算定は、業務災害における短期給付分及び長期給付分について業種別を行うことを基本的な考え方としており、このうち業務災害における短期給付分については一定期間（3 年間）の収支が均衡するように賦課する「純賦課方式」を、長期給付分については災害発生時点の事業主集団に年金給付等の将来給付費用を賦課する「充足賦課方式」を採用しているが、給付の一部に相当する費用については、全業種一律に賦課している（注）。

その他、非業務災害分（通勤災害分及び二次健康診断等給付分）、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用があり、これらは全業種一律の賦課としている。

労災保険率の設定にあたっては、上記の基本的な考え方に沿って算定される率に基づいて、3 年ごとに改定している。改定に際しては、労災保険率が過大に変動することがないように、また、産業構造の変動等を踏まえて、激変緩和措置（例えば、平成 15 年度においては、±4/1,000 以内の改定とした。）等の配慮を行っている。

#### (注)

料率（業務災害分）の算定にあたって、以下の部分については、全業種一律の賦課としている。

##### ① 短期給付分

労働基準法第 81 条の打切補償の規定等をメルクマールとして、災害発生から 3 年を経ている短期給付については、全業種一律賦課として算定している。

##### ② 長期給付分（過去債務分を除く。）

労働基準法第 81 条の打切補償の規定、同法第 77 条の障害補償の規定等をメルクマールとして、被災後 7 年を超えて支給開始したものについては、全業種一律賦課として算定している。

##### ③ 過去債務分

平成元年度当時における既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額を、平成 35 年度まで全業種一律に賦課している。

平成元年度当初、事業主が負担すべき過去債務分の料率は 1.5/1,000 であったが、平成 7 年度に 1.1/1,000、平成 10 年度に 1.0/1,000、平成 13 年度に 0.6/1,000 に引き下げられ、平成 15 年度（現行）に 0.1/1,000 となっている。

## (2) 課題

労災保険率については、業種ごとの収支は必ずしも均衡しておらず、業種別のリスクを単純に反映したものとはなっていないが、事業主集団の労働災害防止へのインセンティブを有効に働かせるという観点からは、業種ごとに異なる災害リスクを正確に反映したものとすべきとの考え方がある一方で、社会保険として必ずしも業種別には収支が均衡する必要はないとの考え方もあり、これらの考え方を踏まえて適正な労災保険率のあり方について検討する必要がある。

労災保険率を設定するルールについては、現状においては必ずしもその全てにわたって明確に示されているとはいえない状況があり、今後はより明確なルールを示す必要がある。その際、長年にわたる産業構造の変化に伴い規模が小さくなった業種においては、過去に発生した災害等により過大な負担となるという問題があるが、これをどう考えるか、また、保険料の水準が過度に変動することを避ける観点から行われている激変緩和の措置のあり方等について検討する必要がある。

さらに、労災保険率改定のプロセスを通じての基礎資料の公開、決定手順の透明化についてもより一層の改善方策を検討する必要がある。

## 2. 業種区分

### (1) 現状

労災保険制度は、業種別に労災保険率を設定する制度を採用している。これは、業種ごとに作業態様等の差異により、災害率が異なるという実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種別に設定することが適切であるとの判断に基づくものである。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループに着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとしている。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等についても斟酌することとしている。また、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等について勘案することとしている。

労災保険は、適用事業場数約 265 万、適用労働者数約 4,819 万人を擁しており、その業種は、現在 51 業種に区分されている。これまでは、上記の考え方にに基づき、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されているが、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている。

### (2) 課題

現行の業種区分を見ると、各業種は概ね数万人から百数十万人程度の規模の保険集

団として構成されているが、その中には、保険集団としての規模が相当縮小しているものが存在している（これには、①産業構造の変動により規模が急減したため、過去における災害等で収支状況が悪く労災保険率が高い業種、②規模は小さいが災害率が低いため、保険の収支状況と労災保険率が低く安定している業種、がある。）。また、一方では、「その他の各種事業」のように適用事業場数約132万、適用労働者数約2,858万人と、他に比して規模が大きく、かつ、卸売・小売業、医療、教育等の多様な産業が含まれる業種区分もある。

以上の状況から、最近の産業構造の変動、技術革新の進展及び保険集団としての規模等の状況を踏まえ、業種区分に関する上記(1)の基本的な考え方にに基づき、業種区分について改めて検討する必要がある。

### 3. メリット制

#### (1) 現状

労災保険のメリット制は、一定の要件（継続事業については一定の規模以上、有期事業については確定保険料又は請負金額等が一定額以上のもの）を満たす事業について、個々の事業の労災保険の収支（メリット収支率）に応じて、非業務災害分を除く労災保険率又は保険料の額を、継続事業については±40%の範囲で、一括有期事業及び有期事業については±35%の範囲で増減させる制度である。

このほかに、特例メリット制として、労働者の安全又は衛生を確保するための一定の措置（労働安全衛生規則第61条の3第1項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる快適な職場環境の形成のための措置）を講じた中小企業である継続事業場が、その適用を希望した場合に、メリット増減幅を±45%の範囲で増減させる制度がある。

メリット収支率別の適用事業場の分布を見ると、メリット適用事業場の8割以上の事業場で保険料が減額されている。また、-40%又は+40%の最大の引下げ又は引上げの区分に事業場が集中している。

-40%の事業場が多いのは、近年の労働災害の減少傾向を反映して、無災害事業場が増加しているためと考えられる。一方、+40%の事業場が多いのは、近年の労働災害の減少等による労災保険率の引下げに伴い保険料が低減し、分母にあたる金額が減少していることにより、小規模事業場にあつては、一度重篤な災害が発生すればメリット収支率が極端に悪化するためと考えられる。

#### (2) 課題

業務災害に係るメリット制は、業種区分が同一であっても、無災害の事業場と労働災害を発生させている事業場との間において保険料に差を設けることが、労働災害防

止のインセンティブを促進するという点で必要である。このメリット制に関しては、適用事業場の要件とメリット増減率の幅とをどう設定するかという課題がある。

これらを検討するにあたっては、全般的に災害率が低下している中で労働災害防止のインセンティブをより高めるという観点から、メリット制がどのような役割を果たし得るか考える必要がある。また、適用要件の緩和及びメリット増減率の拡大は財政面では保険料収入が減少する効果をもたらすことから、その減少分を確保するために全体の労災保険率が引き上がり、メリット制が適用されない事業にとって不利になることにも考慮する必要がある。

継続事業と有期事業の間に、メリット増減率の幅に差があることについても検証する必要がある。

また、特例メリット制については、充分活用されていない現状を踏まえ、中小企業の安全衛生水準の向上等に資する有効な政策として活用を推進する方策について検討する必要がある。

### Ⅲ 今後の基本的な対応

労災保険率の設定については、これまでの制度運営を通じて定着してきた一定の考え方に基づいて行われているが、Ⅱに示された課題を有しているところである。このため、当検討会において、これらの課題を含め、労災保険率の設定に関する主な論点（労災保険率、業種区分、メリット制）に関し総合的に検討を行った結果、新たに労災保険率の設定に係る今後の基本的な対応についての考え方を以下のとおり取りまとめた。

行政においては、このとりまとめを踏まえるとともに審議会における検討等の所要の手続きを経て、労災保険率の設定に関する基本的なルールを改めて策定し、これを明示することが必要であるものとする。

さらに、労災保険率の決定手順の一層の透明化を図るための改善方策が必要であることから、行政においては、今後における労災保険率改定のプロセスにおいて労災保険率の改定に係る検討の基礎となる資料を公開するとともに、これに基づいて審議会での検討を行うなど適切な手続きを経て、労災保険率の設定が行われることが必要であるものとする。

労災保険制度の今後の運営にあたっては、このように、労災保険率の設定に係るルールの明示及び手続きの透明化を図ることを通じて、制度の運営に対する信頼を高めるように努めることが重要である。その上で、労災保険制度が被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護を行うために事業主に加入が義務づけられた強制保険であることを踏まえ、被災労働者等に対する保護機能を確実に果たすとともに、労働災害防止のインセンティブを促進するように労災保険制度が適切に運営されることが望まれる。

## 1. 労災保険率

### (1) 基本的な考え方

#### イ. 業種別の設定

労災保険率は、業種別に災害リスクが異なるという観点及び労働災害防止インセンティブを促進し、かつモラルハザードを防止する観点から、業種別に設定することが適当である。

労災保険率は、次に掲げる財政方式及び賦課方式に基づき、過去3年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額を基礎とし、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用の予想額を考慮して算定することが適当である。

#### ロ. 改定の頻度

労災保険率は、労災保険財政の円滑な運営、保険料負担の不公平感の是正、労働災害防止インセンティブ促進の観点から、随時見直すべきであるが、事業主等に対する周知、事業主の事業運営の安定性確保、保険手続に係る事務の安定的な処理の観点からは、頻繁な改定は避ける必要があるため、原則として3年ごとに改定することが適当である。

#### ハ. 業種別の料率設定に係る基本的な財政方式

業務災害分の料率については、業種別に短期給付分及び長期給付分に分けて算定することが適当である。

短期給付の財政方式については、基本的には短い期間で給付が終了する性格のものであるため、一定期間(3年間)の収支が均衡するように賦課する方式(「純賦課方式」)によることが適当である。

また、長期給付の財政方式については、長期にわたる年金等という形式での給付であるため、そのような労災事故を起こした責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来給付分も含め、年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)によることが適当である。

### ニ. 全業種一律賦課

#### ア. 業務災害分

短期給付のうち災害発生より3年を経ている給付分、長期給付のうち災害発生から7年を超えて支給開始されるもの及び過去債務分については、以下の理由から当該事業主の業種だけに責任を負わずことは適当ではなく、全業種一律で算定するこ

とが適当である。

① 短期給付分

労働基準法第 81 条において、被災後 3 年を超えても傷病が治癒しない労働者について、3 年経過時点で打切補償を行い、当該事業主はそれ以後補償を行わなくてもよいとされていることから、災害発生から 3 年を経ている短期給付については、当該事業主の業種だけに責任を負わずことは適当ではなく、全業種一律賦課として算定することが適当である。

② 長期給付分（過去債務分を除く。）

労働基準法においては、概ね治癒後、労働者災害補償保険法での年金 4 年相当分<sup>※</sup>の給付を事業主責任としており、短期給付分に係る事業主責任（上記①）と合算して、災害発生から最高約 7 年相当分の給付が、労働基準法が定めた事業主責任分の最高額と考えるのが妥当である。このようなことから、長期給付分については、災害発生日（又は発症日）から 7 年を超えて支給が開始される年金等給付費用は当該事業主の業種だけに責任を負わせることは適当ではなく、全業種一律賦課として算定することが適当である。

※（労働基準法第 77 条）治癒した労働者に障害等が残り、労働基準法別表第 2 に基づく災害補償（第 1 級）は、平均賃金の 1,340 日分であり、労働者災害補償保険法の障害補償年金の額でみると 4.28（＝1,340／313）年相当分となる。

③ 過去債務分

過去債務分は、平成元年度当時における既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額を平成元年度から継続して積み立てているものである。（平成 15 年度以降の料率：0.1/1,000）

積立金に関しては、平成 15 年度末現在において 2,000 億円程度の積立不足があり、今までの過去債務についての考え方を考慮すると、現時点においては、全業種一律賦課の考え方を継続することが適当である。

なお、具体的な料率については、日本経済の動向を踏まえた今後の労災保険財政の見通し及び今後の積立金の状況を踏まえて設定することが適当である。

b. 非業務災害分等

非業務災害分（通勤災害分及び二次健康診断等給付分）、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用については、以下の理由から全業種一律で算定することが適当である。

① 通勤災害分

通勤という行為は労働者が労務を提供するために不可欠の行為であるが、業務

と異なり事業主の直接の支配管理下になく、また、通勤に関する住居、通勤手段、経路の選択は基本的に労働者の側の事情によって決まる事柄であることから、通勤災害についての負担は、業種に関係なく全業種一律とすることが適当である。

## ② 労働福祉事業及び事務費分

労働福祉事業に係る費用（特別支給金を除く）については、労働福祉事業が被災労働者等を対象とする事業だけでなく、労働災害の防止、労働者の健康の増進等、全業種にまたがる事業を展開しており、また、事務費についても、保険給付・徴収事務とも全ての事業場を対象としているため、これらの負担についても、全業種一律とすることが適当である。

なお、労働福祉事業の内容及び負担水準等の問題については、労働福祉事業のあり方に係る政策論を踏まえて議論する必要がある問題であることから、別途の場において検討されることが望ましい。

## (2) 激変緩和措置等

業種別の労災保険率は、原則として、上記(1)の基本的考え方により、業種別に算定された数値とすることが適当である。

しかし、算定された数値が大幅に変動した場合に、これに対応して労災保険率を一挙に大幅に引き上げることについては、企業における対応が困難である場合も想定されることから、一定の激変緩和措置を講ずることもやむを得ないものと考えられる。この激変緩和措置の具体的な内容については、労災保険率の全般的な水準にも関連する問題であり、あらかじめ一義的に決めることは困難であることから、今後の料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて改めて設定することが適当である。

さらに、過去に発生した災害等による給付が継続しているが、急激な産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している一部の業種（「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」等）においては、業種別に算定された数値が現在の事業主の労働災害防止努力の結果として評価される水準を超えて過大に算定されるとともに、その数値は今後も悪化していくことが想定される。これらの業種の労災保険率については、通常激変緩和措置を適用するだけでは料率改定時ごとに労災保険率が際限なく上昇することも想定され得ることから、一定の上限を設けることが必要であるかどうかについて、過去3年間の数理計算を踏まえて、労災保険率の水準に関するこれまでの状況や使用者の負担能力等をも勘案しつつ、具体的に検討を行うことが適当である。

なお、激変緩和措置を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とすることが適当である。

## 2. 業種区分

### (1) 基本的な考え方

労災保険制度は、業種ごとの作業態様等の差異により災害の種類、災害率が異なるという実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種別に労災保険率を設定している。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類類似性のある業種グループ等に注目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することが適当である。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案することが適当である。

現行においては、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されており、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている。しかしながら、産業構造の変化に伴い、第三次産業が中心となっている「その他の各種事業」については、リスクが異なる様々な業種が含まれていることから、上述の考え方に沿って業種の細分化を図ることが適当である。

### (2) 業種区分の見直し

#### イ. 「その他の各種事業」の分割

次期労災保険率の改定に際しては、現行の「その他の各種事業」の業種区分を見直すこととし、上記(1)の考え方に基づき、まず、作業態様の面に注目して、事務従事者割合の比較的高い業種を取り出し、災害率、保険集団としての規模等を考慮した上で、日本標準産業分類（大分類）に対応して、

- ①「新聞業又は出版業」及び「通信業」
- ②「卸売業又は小売業」及び「旅館その他の宿泊所の事業」
- ③「金融、保険又は不動産の事業」

を分割し、新たな業種区分として設定することが適当である。その際、各々の新しい業種区分の内部をさらに小さなグループに細分化して、細分化したグループ（以下「適用事業細目」という。）ごとに収支状況等のデータの収集を図ることが望ましい。例えば、①について「新聞業」、「出版業」、「通信業」とし、②について「卸売業又は小売業」、「飲食店」、「旅館その他の宿泊所の事業」とし、③について「金融業」、「保険業」、「不動産の事業」として、データの収集を図ることが考えられる。

現行の「その他の各種事業」のうち、上記①、②又は③に含まれない事業は、当面引き続き「その他の各種事業」として同一の業種区分とすることが適当であると考えられる。

そして、今後必要に応じて業種を適時適切に分割することを可能とするため、同一の業種区分の中で災害率が異なる業種を適切に把握することができるよう、日本標準産業分類を参考として、適用事業細目を適切に設定した上で、それぞれの適用事業細目ごとの収支状況等のデータの収集・整備を行うことが適当である。例えば、「その他の各種事業」の中に含まれる多様な業種について、「医療保健」、「教育」などに細分化して設定することが考えられる。

#### ロ. 統合の検討

保険集団としての安定性を維持するため、規模が小さい業種については、今後の労働者数の変化等の動向を見つつ、統合の検討を行うことが望ましい。

しかし、長年にわたる産業構造の著しい変化に伴い規模が小さくなり、過去に発生した災害等による給付が継続することによって保険の収支状況が著しく悪化している一部の業種については、他の業種との統合は困難と考えられることから、現状の業種区分を維持することとした上で、1の(2)の激変緩和措置等の必要な対応を行うことが適当である。

### 3. メリット制

#### (1) 基本的な考え方

同じ業種区分であっても、個々の事業場においては、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、事業主の意識如何等によって、災害率に差が生じる。このため、労働災害の多寡により保険率(料)を増減させ、もって事業主の経営感覚に訴えることにより、労働災害防止のインセンティブを促進する機能を有するメリット制は、労災保険制度に必要なシステムである。

#### (2) メリット制の適用要件

メリット制は、個々の事業場の保険収支率(メリット収支率)に応じて保険率(料)を増減させる制度であるが、労働災害防止インセンティブを促進するというメリット制の目的に照らし、メリット制適用の規模要件については、以下のように考えるのが適当である。

災害の発生状況を考えると、一定の労働者数当たりの災害の発生確率が同じ場合であっても、一定期間当たりの災害発生確率は規模が小さい事業場ほど小さくなる。例えば、危険な作業を100人で行い、年に1件の割合で災害が発生するような場合、20人でこの作業を行うと5年間で1件となり4年間は無災害、10人では10年に1件で、9年間は無災害となることになる。

したがって、小規模の事業がメリット制の対象となれば、無災害であることにより一

40%が適用される期間が長くなるかもしれないが、ひとたび災害が発生した場合はメリット収支率が一気に悪化して+40%の適用となるような状況となる。このような場合、労働災害の増減の評価を通じて経年的に労働災害防止インセンティブを促進させるというメリット制の機能が有効に働かないと考えられることから、メリット制の対象として一定規模以上という要件を定めることは適当である。

このような考え方を踏まえたメリット制の適用要件の具体的な基準としては、労働災害防止努力の差異を保険数理的に最小限有意に評価し得る水準の規模として「年に平均1件程度の災害が予想されるような規模」をメルクマールとすることが適当であると考えられる。

以上のメルクマールにより定められた適用要件<sup>(注)</sup>（（労働者数）×（非業務災害を除く労災保険率） $\geq$ （災害度係数）を満たす労働者数のいる事業場）について、最近の給付実績等から検証を行ったところ、災害度係数は現行の0.4と相違ない結果が得られた。

また、現行の規模要件を拡大すると、無災害事業の割合が高まることにより保険料収入の減少が見込まれ、それを補填するため、労災保険率を全体として引き上げる必要があること等の影響もあることから、メリット制の適用要件は現状どおりとすることが適当である。

(注)

メリット制の対象は、上記の「年に平均1件程度の災害が予想される規模」の事業場を念頭においており、そのような事業場についての「労働者数」と「労災保険率」との関係式を設定している。

まず、保険料と保険給付額は、それぞれ、

$$\text{保険料} = (\text{労働者数}) \times (\text{平均賃金}) \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \quad \dots \text{①}$$

$$\text{保険給付額} = (\text{労働者数}) \times (\text{被災率}) \times (\text{平均給付額}) \quad \dots \text{②}$$

と表すことができるが、保険の収支均衡の原則から保険料①=②とすると、被災率は

$$\text{被災率} = \{(\text{平均賃金}) / (\text{平均給付額})\} \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \quad \dots \text{③}$$

と表すことができる。また、被災者数（＝（労働者数）×（被災率））を③式を用いて表し、1年間の被災者数が1(人)以上となるという前提より、

$$\text{被災者数} = (\text{労働者数}) \times \{(\text{平均賃金}) / (\text{平均給付額})\} \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \geq 1 \quad \dots \text{④}$$

が得られるが、この④式を変形すると、以下の関係式が導かれる。

$$(\text{労働者数}) \times (\text{非業務災害を除く保険率}) \geq \{(\text{平均給付額}) / (\text{平均賃金})\} \quad \dots \text{⑤}$$

この式の右辺  $\{(\text{平均給付額}) / (\text{平均賃金})\}$  により求められた数値を災害度係数と呼び、メリット制の適用範囲を労働者数と保険率（業種ごとに異なる）との関係式として定めているところである。

### (3) メリット増減幅

継続事業に適用されている現行のメリット増減幅(±40%)の拡大については、

① 制度が導入された当時と比較して災害率が相当程度低下している現状において

は、メリット増減幅の拡大による災害防止効果を予測することは、過去に比べて難しくなっていること

- ② 現在の災害発生状況を踏まえると、保険料収入の減少が見込まれ、それを補填するため、労災保険率のベースを引き上げる必要が生じると考えられること
- ③ 強制保険としての労災保険制度においては、メリット制の適用によって保険料が割増しになる場合の使用者の負担能力の問題も考慮しておかなければならないこと

などの問題があることから、現在の増減幅を維持することが適当である。

一方、有期事業については、継続事業とは異なり現行では±35%の範囲で保険率(料)を増減させている。その差が設けられたのは、有期事業へのメリット制の導入当時、当該業種においては重大災害が多発する傾向にあり、継続事業と同様のメリット増減率の幅の設定が、著しい保険料負担の増加とそれに伴う事業主の災害防止インセンティブの減退を招くおそれがあったためであり、それを避けるために有期事業と継続事業の間には増減幅に差が設けられたという経緯がある。

しかしながら、建設事業における最近の災害発生状況を見ると、度数率及び強度率※が有期事業へのメリット制度導入当時に比べ著しく低下し、継続事業が±40%の増減幅に拡大された昭和55年当時の全産業の災害発生状況を下回る水準にまで低くなってきていることから、これらの取扱いに差を設ける合理的な理由は無くなってきている。このため、有期事業(建設の事業)のメリット増減幅は、継続事業と同じ増減幅にすることが適当である。

なお、メリット増減幅の拡大については、「労災かくし」を助長することから拡大すべきでないという意見があるが、「労災かくし」については労働基準法及び労働安全衛生法に違反する事案として行政機関において厳正に対処されることは当然のことである。また、「労災かくし」の背景には、公共工事の指名停止等をおそれることなど複合的な要因が考えられるものであり、「労災かくし」に係る対応については、それ自体別途検討される必要があると考えられる。

- ※ 度数率＝ (労働災害による死傷者数 / 延実労働時間数) × 100 万
- 強度率＝ (労働損失日数 / 延実労働時間数) × 1,000

#### (4) 特例メリット制

特例メリット制については、中小企業である継続事業場が安全衛生措置(現行は「快適職場の認定」のみ)を講じた上で、同制度の適用を希望した事業場に対し、メリット増減幅を±45%の範囲で増減させる制度であるが、

- ① 中小事業場では、ひとたび災害が発生するとメリット収支率が急激に悪化し、保

険料が+45%になる可能性が高いこと

- ② 対象となる安全衛生措置が「快適職場の認定」に限られていること
- ③ 特例メリット制の普及活動と企業への浸透状況が必ずしも充分ではないこと

などから、十分に活用されていない状況にある。

このため、特例メリット制の普及活動に努めるとともに、更なる活用を図り、中小企業への安全衛生措置の導入を促進するため、対象となる安全衛生措置を追加することが適当である。

また、中小の事業場への一層の適用促進を図る観点からは、政策的なインセンティブとしての有効な措置の導入を検討する必要があり、例えば-45%~+40%のプラスマイナス非対称型の導入等が考えられる。

#### 4. 今後の状況変化等への対応

今回、本検討会においては、基本的な事項について、上記のように考え方を取りまとめたが、今後とも、労働災害の実態、産業構造や技術変化等を踏まえた労災保険財政の健全な運営及び適時適切な見直しに資するため、専門家の参画も得て、次の課題等について継続的に検討していくことが望ましい。

##### (課題)

業種区分に関しては、①産業構造や技術変化等を踏まえて、業種に関する情報を収集するとともに、業種区分に係るルールに基づき業種区分の見直しを行うこと、②保険集団が小規模であることに起因する料率改定での激変緩和措置がないような最低規模のあり方について検討すること、等が望まれる。

また、メリット制については、創設当時と比べ労働災害が大幅に減少しており、今後とも減少が期待される状況において、メリット制の機能をより実効あらしめるという観点から、労働災害防止努力をより適切に評価・反映し得る方法など、メリット制のもつ労働災害防止インセンティブの促進機能をより高める方策について検討することが望まれる。

あわせて、メリット制と保険財政との関係等についてさらに分析を行いつつ、メリット制の技術的な手法等についても検討することが望ましい。

別紙

「労災保険料率の設定に関する検討会」 参集者

|    | 氏名    | 所属機関・役職名      |
|----|-------|---------------|
| 座長 | 阿部 正浩 | 獨協大学助教授       |
|    | 岩村 正彦 | 東京大学大学院教授     |
|    | 大沢 真理 | 東京大学社会科学研究所教授 |
|    | 岡村 国和 | 獨協大学教授        |
|    | 小畑 史子 | 京都大学大学院助教授    |
|    | 倉田 聡  | 北海道大学大学院教授    |
|    | 高梨 昇三 | 関東学園大学教授      |

(50音順)

「労災保険料率の設定に関する検討会」 開催状況

|      |             |                |
|------|-------------|----------------|
| 第1回  | 平成16年 5月12日 | (労災保険制度の概要)    |
| 第2回  | 5月31日       | (労災保険率に係る論点)   |
| 第3回  | 6月14日       | (メリット制に係る論点)   |
| 第4回  | 6月28日       | (業種区分に係る論点)    |
| 第5回  | 7月23日       | (各種論点に関する自由討議) |
| 第6回  | 9月8日        | (論点整理)         |
| 第7回  | 10月5日       | (中間とりまとめ)      |
| 第8回  | 10月18日      | (労災保険率に係る検討)   |
| 第9回  | 11月1日       | (業種区分に係る検討)    |
| 第10回 | 11月30日      | (メリット制に係る検討)   |
| 第11回 | 12月20日      | (報告書案の検討)      |
| 第12回 | 平成17年 1月11日 | (報告書案の検討)      |

参考：報告書の URL <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0114-3.html>

#### 4 労災保険率設定の基本方針

3 の労災保険料率の設定に関する検討会報告を踏まえ、厚生労働省においては、労災保険率の設定手続きの透明化を図るため、次の「労災保険率の設定に関する基本方針」が策定され、今後は、この基本方針に則って労災保険率の改定が行われることとなった。

#### 労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続きの透明化を図ることとする。

##### 1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

##### 2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

##### 3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分（療養補償給付、休業補償給付等）

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式（「純賦課方式」）により算定する。

(ロ) 長期給付分（年金たる保険給付等）

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式（「充足賦課方式」）により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

- a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分
- b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分
- c 過去債務分（既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額）

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分（通勤災害分及び二次健康診断等給付分）、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

#### 4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

参考文献・資料（五十音順）

- 岡山 茂・浜 民夫（1989）『新・労災保険財政の仕組みと理論』 労務行政研究所
- 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編（2003）『改訂新版「労災保険制度の詳解」』  
労務行政
- 厚生労働省労働基準局（2004）「労災保険料率の設定に関する検討会」提出資料
- 庭田範秋編（1989）『保険学』 成文堂
- 労働省労働基準局編（1998）『改訂 最近における労災保険制度の課題と展開』 日刊労働通信  
社